

(信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置)

第二百七十七条 施行日前に行われた理事と協会（前条の規定による改正前の信用保証協会法第二条に規定する協会をいう。）との利益相反行為については、前条の規定による改正後の信用保証協会法第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第二百七十八條 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「しんしやく」を「しん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんしやく」を「しん酌」に改める。

第二十条を次のように改める。

（消滅時効）

第二十条 第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 損害の発生時から二十年間行使しないとき。

三 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

（水洗炭業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十九條 施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の水洗炭業に関する法律（第三項において「新水洗炭業法」という。）第十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の水洗炭業に関する法律（次項において「旧水洗炭業法」という。）第二十条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

3 新水洗炭業法第二十条第二項の規定は、旧水洗炭業法第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権の旧水洗炭業法第二十条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（特許法の一部改正）

第二百八十條 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「同条」を「同条第一号」に改める。

第八十八條第一号中「その対価」を「対価の弁済の提供をした場合において、その対価」に改め、「又はこれを受領することができないとき」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「訴の」を「訴えの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 その対価を受けるべき者がこれを受領することができないとき。

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十一條 前条の規定による改正前の特許法（以下この条において「旧特許法」という。）第六十五条第六項（旧特許法第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧特許法第八十六条第二項第二号（旧特許法第九十二条第七項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により対価を支払う義務が生じた場合におけるその対価の供託については、なお従前の例による。

（商標法の一部改正）

第二百八十二條 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「同条」を「同条第一号」に改める。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十三條 前条の規定による改正前の商標法（以下この条において「旧商標法」という。）第十三条の二第五項（旧商標法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（技術研究組合法の一部改正）

第二百八十四條 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第七十四条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「詐欺又は」に改める。

第二百八十五条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の技術研究組合法（以下この条において「新技術研究組合法」という。）第三十三条第二項（新技術研究組合法第六十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（前条の規定による改正前の技術研究組合法（次項において「旧技術研究組合法」という。）第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、新技術研究組合法第七十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた意思表示に係る新設分割時発行株式（旧技術研究組合法第百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式をいう。）の引受けについては、新技術研究組合法第百二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第二百八十六條 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の十三第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十七條 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の割賦販売法（以下この条において「新割賦販売法」という。）第三十五条の三の十三第五項（新割賦販売法第三十五条の三の十四第三項、第三十五条の三の十五第三項及び第三十五条の三の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商店街振興組合法の一部改正）

第二百八十八條 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十九條 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の商店街振興組合法（以下この条において「新商店街振興組合法」という。）第五十条第二項（新商店街振興組合法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（小規模企業共済法の一部改正）

第二百九十條 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「二年間行なわない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。